

Ⅷ キャッシュレス決済の導入に係る業務標準仕様書

利用者の利便性の向上のため、指定事業における使用料の徴収においてキャッシュレス決済を利用できるよう導入すること

- (1) キャッシュレス決済機器を1台設置すること
- (2) 決済代行者との契約は、指定管理者が行うこと
- (3) 決済代行事業者については、施設所管課と指定管理者が協議し、決済代行者を選定する。
- (4) 以下の決済手段を使用可能とすること
 - ア 電子マネー決済 (Suica, ID, WAON, 楽天Edy, nanaco など)
※地域連携ICカード「t o t r a」(交通系ICカード)に対応すること
 - イ クレジットカード決済 (VISA, Master など)
 - ウ QRコード決済 (PayPay など)
- (5) 品目別・科目別・決済手段別の決済データの抽出と、それらのクロス集計が可能であること
- (6) キャッシュレス決済に係る費用の市負担については、指定事業の収入のみを対象とする。
- (7) キャッシュレス決済のサービス利用開始は、令和5年11月20日を予定とする。
- (8) キャッシュレス決済により徴収した使用料については、決済代行者より指定管理者に入金された際は、速やかに市に納入すること
- (9) キャッシュレス決済の導入にあたり、購入したキャッシュレス機器等については、指定期間の終了時に市の備品とする。